

愛川町空き家取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を取得して愛川町に定住しようとする移住者等に対して、愛川町空き家取得費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、愛川町空き家バンク事業実施要綱（平成27年4月1日施行）の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 購入した空き家に入居し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入又は同法第23条に規定する転居の届出を行った者。ただし、愛川町空き家解体費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）の規定に基づき、当該補助金の交付を受けようとする者を除く。
- (2) 5年以上定住する見込みである旨の誓約書（第1号様式）を提出した者
- (3) 町税（国民健康保険税を含む。）の滞納がない者
- (4) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係がない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、60万円を限度とし、次の基本額と加算額とを加えて得た額とする。ただし、基本額は空き家に係る売買契約書に記載された代金総額の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。

2 基本額

30万円

3 加算額

- (1) 空き家バンクに登録されてから1年以上経過している空き家を取得する場合 10万円
- (2) 1年以上町外に居住していた者が直接転入する場合 10万円
- (3) 空き家を取得した日において世帯主の年齢が50歳以下の場合 10万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、転入又は転居した日の翌日から起算して90日以内に、愛川町空き家取得費補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 登記事項証明書又は登記受領証
- (3) 第3条第2号に規定する誓約書
- (4) 住民基本台帳確認同意書

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家取得費補助金交付(不交付)決定通知書(第3号様式)により申請した者に通知するものとする。

(請求書の提出及び補助金の交付)

第7条 前条の規定による決定通知を受けた者は、愛川町空き家取得費補助金請求書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第8条 町長は、やむを得ないものと認める場合を除き、補助金の交付を受けた者が当該空き家又は空き家の解体後に建設が完了した住宅に入居後、5年以内に転居又は町外へ転出した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項に掲げるもののほか、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて、愛川町空き家取得費補助金交付取消通知書(第5号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、居住年数により別表のとおりとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

居住年数	返還（納付）金額
1年未満	補助金の100%
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%
3年以上4年未満	補助金の40%
4年以上5年未満	補助金の20%